

新市場拡大措置検討小委員会・報告書（案）

- 0 . はじめに
 - . 新たな市場拡大措置の必要性
 - . 欧米諸国における導入・実施状況
 - . 新たな市場拡大措置の類型別評価
 - . 我が国の実情に即した新たな市場拡大措置のあり方
 - . おわりに

はじめに

新エネルギーは、環境へ与える負荷が小さく、資源制約の少ない国産エネルギー、又は石油依存度の低下に資する石油代替エネルギーとして、エネルギーの安定供給の確保、地球環境問題への対応、及び新規産業・雇用の創出に資する等の意義を有することから、従来より官民を挙げてその開発と導入の促進に取り組んで来ている。

しかしながら、現時点では、その特性や、技術面、経済性などの面における課題により必ずしも十分な普及が進展しておらず、これら課題への積極的な対応による一層の導入促進が強く期待されている。

このため、平成11年12月、「総合エネルギー調査会（現・総合資源エネルギー調査会）」の下に新たに「新エネルギー部会」を設置し、平成13年6月、「今後の新エネルギー対策のあり方について」と題する同部会・報告書を取りまとめた。

同報告書においては、2010年度における新エネルギーの導入目標を見直し、改めて1910万k1（原油換算）の目標を設定するとともに、その実現に向けて、導入段階における支援、技術開発・実証段階における支援、環境整備、普及啓発等、関係行政との連携等について、今後の基本的な政策の方向を提言している。また、新エネルギーの定義を見直し、新たにバイオマス、雪氷冷熱を追加すべきこと、諸外国との対比等の観点から新エネルギーに水力、地熱を加えて「再生可能エネルギー」として整理することも適当であること等を提言している。

さらに、同報告書においては、特に発電分野における導入段階の支援について、「諸外国の実施状況も参考にしつつ、我が国の実情に即した新たな制度の導入に向けて、早急に検討を開始することが望まれる。」旨、提言している。

このため、新エネルギー部会の下に新たに「新市場拡大措置検討小委員会」を設置し、平成13年7月以降、計4回にわたり、専門家による審議を行った。

本報告書は、これらの検討の成果をとりまとめたものである。

・新たな市場拡大措置の必要性

1. 新エネルギーの一層の導入促進の必要性

新エネルギーは、資源制約の少ない、国産の石油代替エネルギーであり、我が国のエネルギー安定供給に資すること、エネルギー発生過程において追加的なCO₂の排出がなく、NO_x、SO_xの排出が少ない等、化石エネルギーに比べて環境への負荷が低いクリーンなエネルギーであること、太陽光発電や風力発電等の新エネルギーは、新技術の開発や新市場の創出を通じて、経済の活性化や雇用創出に資すること等の意義を有していることから、今後ともその積極的な導入促進が求められている。

また、近年は国際的に地球温暖化問題に対する関心が高まっており、1997年に京都で開催された気候変動枠組条約・第3回締約国会議（いわゆるCOP3）において、先進国は2008～12年の温室効果ガスの排出を90年に比べて大幅に減少（EU8%減、米国7%減、日本6%減）させることを内容とする京都議定書について合意し、我が国はこの目標実現のため、温室効果ガスの約8割を占めるエネルギー起源のCO₂の排出について、2010年度に90年度と同水準に抑制することとしている。

このため、平成13年6月にとりまとめられた新エネルギー部会報告「今後の新エネルギー対策あり方」（以下、「新エネ部会報告書」という）においては、2010年度の新エネルギーの導入目標を、石油換算で1910万kl（1次エネルギー供給の約3.2%程度）と1999年度現在（同1.2%）の約3倍の水準に設定し、その実現を目指すべく、必要な対応策について提言している。（上記の新エネルギー導入目標を含む日本の再生エネルギーの導入割合は、1998年度の4.9%（実績）から、2010年度には6.6%へと増加する見通し。）

欧米においても、エネルギーの安定供給（多様化）の確保や地球温暖化問題への対応の観点等から、再生可能エネルギー（太陽光、風力等の新エネルギーに、水力、地熱等を加えたもの）を促進する必要性が認識されつつあり、特にEUにおいては、2010年度に向けてEU全体の再生可能エネルギーの導入割合をほぼ倍増する目標（1998年度5.3% 2010年度11.6%）を公表している。

また、平成13年7月にジェノバで開催されたG8経済サミットにおいても、同コミュニケにおいて、「我々は、持続可能な開発、エネルギー供給の多様化及び環境の保全のため、再生可能エネルギーの重要性を認識する。我々は、再生可能エネルギー源が我々の自国の計画において十分に考慮されることを確保するとともに、他の国々も同様の行動をとることを奨励する。」と明記され、再生可能エネルギーの導入促進の必要性についての認識が、主要国首脳より改めて表明された。

2. 新たな市場拡大措置の必要性

新エネルギー（又は再生可能エネルギー）の導入促進の必要性については、我が国のみならず、広く国際的に認知されつつあるが、現実の導入に際しては、経済性（既存エネルギーに比べ、現時点ではコストが高い）、利用効率（エネルギー変換効率や設備利用率が低い）、出力安定性（太陽光や風力は、出力が自然条件に左右される）等の課題がある。

このため、我が国においても、現在実施中の導入促進策のみを前提にした場合には、2010年度の新エネルギーの導入見通しは878万kWhにとどまるとみられ、我が国の導入目標である1910万kWhの達成を目指すためには、さらに新たな導入促進策を実施していくことが不可欠である。

かかる観点から、新エネ部会報告書においては、

「新エネルギーは、『発電分野』と『熱利用分野』に大別されるが、『発電分野』については、・・・グリーン電力制度や国民全体の負担も念頭に置きつつ、さらに効果的な『新たな市場拡大措置』が必要と考えられる。・・・欧米諸国においては、既に再生可能エネルギーによる電力の導入促進のために、法的措置により諸般の制度が構築されており、さらに近年においては、一層工夫された制度の導入や検討が行われつつある。
したがって、こうした諸外国の実施状況も参考にしつつ、我が国の実情に即した新たな制度の導入に向けて、早急に検討を開始することが望まれる。」（引用部分の下線は、今回付記。以下同じ。）

と提言されており、「新たな市場拡大措置」の導入に向けて、早急な検討を開始することが要請された。

・主要各国における再生可能エネルギー電力の導入促進制度

1. 主要各国における導入・実施状況

米、EU、加及び豪州といった主要先進国における再生可能エネルギーによる電力の導入促進策をみると、供給電力の約60%を水力に依存する加等を除く多くの国において、何らかの法的措置を整備済み又は整備に向けて検討が行われている。

その内容を見ると、固定価格又は公定価格（一部、変動部分を含む）による買取義務づけ、政府又は国営電力による一括入札と落札価格による買取義務づけ、クォータ＋証書制度（国によって呼称は異なるが、以下「RPS制度」という）に大別される。

RPS制度：Renewables Portfolio Standard。証書を用いた再生可能エネルギーの導入基準制度。

また、こうした法的措置のほか、自主的な証書制度、あるいは我が国のように、自主的な固定価格買取制度（余剰電力購入メニュー）及び自主的な証書制度を実施している国もある。

なお、近年においては、米国（テキサス州）豪州、英国、伊、スウェーデン、ベルギー等、いくつかの国・地域において、「固定価格による買取義務づけの制度」又は「政府による一括入札と落札価格による買取義務づけの制度」から「RPS制度」への移行の動きもみられる。

そこで、以下ではこれらの代表的な事例について、国別の導入事例について、検討・評価することとする。

2. 各国別制度の概要と評価

(1) 固定価格による買取義務づけ制度：独、デンマークの例

「独」における固定価格による買取義務づけ制度

1) 沿革

- 1991年1月 電力供給法において、再生可能エネルギー発電所を電力系統に組み入れるとともに、電力会社に対し、固定価格による買い取りを義務づけ
- 2000年4月 再生可能エネルギー法(新法)施行。従来の5%目標を10%に引き上げ。また、電力会社間の買取負担の平準化制度を導入。

2) 現行制度の概要

- ・対象エネルギー：太陽光（出力 5000kW 以下。ただし家屋用は 100kW 以下）風力、地熱、水力（出力 5000kW 以下）バイオマス（出力 2 万 kW 以下）埋め立てゴミ又は下水汚泥からのメタン（出力 5000kW 以下）鉱山ガス等。
- ・対象設備：設置年の制限はなし。
- ・目標：2010年までに総エネルギー消費に占める再生可能エネルギーの割合を倍増（10%～12.5%）。
- ・買取義務：電力会社（送配電事業者）は、再生可能エネルギー源毎に政府が決定した固定価格で、発電事業者が販売を希望する再生可能電力を購入することを義務づけ。（発電事業者は、発電所から最も近い系統を有する電力会社に販売）
- ・費用負担：すべての送電事業者間で負担を平準化した上で、電力料金に転嫁。国による買取補助はなし。

3) 現行制度の評価

1991年に制度が導入されて以来、独の風力発電は大幅な伸びを示し、1997年以降、世界一の風力発電導入国となる等、導入量に関しては十分な効果があった。また、2000年の新法において、風力電力を購入する電力事業者の負担平準化のスキームが導入

されたところ、有効に機能すれば、公平性の観点から評価しうる。他方、固定価格による買取制度では、発電事業者は買取価格が保証されるため、投資が増加し、量産効果等により発電コストが低下する反面、発電コストが買取価格を下回る発電事業者においては、価格削減インセンティブが必ずしも働きにくく、例えば、非経済的な旧式の水力発電所の事業者にも利益をもたらしたとの批判もある。また、一度価格が設定されると、引き下げはなかなか困難（下方硬直的）であり、例えば、2000年の新法制定時には、発電コストが低下しているにも関わらず、むしろ買取価格は引き上げられることとなった。

「デンマーク」における固定価格による買取義務づけ制度

1) 沿革

- 1993年1月 再生可能エネルギー資源等の利用に関する法律（REFIT。いわゆる「風車法」）施行。政府の決定する固定価格による風力電力の購入を電力会社に義務づけ。加えて、1991年より、風力その他の再生可能電力については、補助金、CO₂税還付の制度がある。（対象は発電事業者）
- 1999年3月 証書制度への移行を含む電力市場改革に関し、政府・与党間で合意。
- 1999年6月 電力供給法及び関連法成立。
- 2001年1月 RPS制度の開始（2003年1月より完全実施）を目指していたが、遅延の見込み。

2) 現行制度（固定価格制度）の概要

- ・対象エネルギー：風力
- ・対象設備：設置年の制限はなし。
- ・目標：特になし。
- ・買取義務：地域の課税前電力価格の85%での買取り保証義務を電力会社が負い、料金に転嫁。
- ・費用負担：発電事業者は、CO₂税の還付及び発電補助金（財源は電力税）を政府から受ける。

3) 現行制度の評価

デンマークは、総発電電力量に占める化石燃料起源の電力の割合が約90%（1998年）と高く、うち約6割が石炭火力であるため（原子力発電は0）、比較的早くから再生可能エネルギーの導入に取り組んで来ており、特に風車法に基づく風力電力の保証価格による買い取りとCO₂税の還付等の補助金の組み合わせは、相応の

効果を発揮し、98年で144万kWの導入を達成した。

他方、96年春に政府により公表されたエネルギー長期戦略「エネルギー21」において、総エネルギー消費量に占める再生可能エネルギー発電量の割合を、96年の約6%から、2005年までに12～14%、2030年までに35%まで引き上げる目標が設定された。

「このような高い目標を達成するためには、現行の固定価格制度では社会的費用が大きくなりすぎる」との懸念があり、99年3月の「電力改革に関する合意」において、現行制度からRPS制度への移行が明示された。

ただし、当初は2000年から段階的に導入し、2003年に本格実施する予定であったが、その後の検討において、制度設計の遅れや風力産業協会等の反対等もあり、導入開始は遅れている。

(2) 政府による一括入札と落札価格による買取義務づけの制度：英国の例

1) 沿革

1989年7月 電力法制定

1990年3月 電力法施行。同法に基づき、国務大臣は、地域配電事業者に対して、電力引取契約（又は自社発電）により、一定容量以上の非化石燃料電源を確保するよう命令することが出来る。

（NFFO：Non Fossil Fuel Obligation）

2000年7月 電力法改正（証書制度への移行のため）

2002年1月 RPS制度（英ではRO [Renewables Obligation] 制度という）開始（見込み）

2) 現行制度（NFFO）の概要

- ・対象エネルギー：風力、水力、埋め立てガス、廃棄物燃焼、コジェネ、バイオマス等（入札の都度、政府が告示）
- ・対象設備：新規設備（新規プロジェクトの募集）
- ・目 標：入札の都度、政府が目標量又は入札価格を決定
- ・買取義務：国務大臣は、地域配電事業者に対して、発電事業者との電力購入契約を締結（又は自社発電）することにより、一定容量以上の非化石燃料電源を確保するよう、命令することが出来る。（具体的には、政府が一定量の非化石燃料による電力を一括入札し、落札したものについて、地域配電事業者がこれを引き取るよう命令。）
- ・費用負担：購入価格と卸電力市場価格の差額は、政府が化石燃料課徴金による収入から補填。

3) 現行制度 (NFFO) の評価

水力発電については、ある程度成功したが、a) 電力供給事業者 (義務対象者) の商業的なフレキシビリティ (自由度) がない、b) 電力供給事業者がコスト補填をされているため、コスト削減インセンティブが働きにくい、c) 発電事業者も落札後は長期安定価格が保証されるため、コスト削減インセンティブが働きにくい、d) 入札契約後に設備建設が開始されるため、規制や住民の反対等により落札しても建設できないケースが少なくなく、実施効率が低い (約 50%) の問題点が指摘されている。

(3) RPS 制度：豪州、米国テキサス州の例

「豪州」における RPS 制度

1) 沿革

1997年11月	首相による再生可能電力に関する方針表明
2000年12月	再生可能エネルギー法制定
2001年1月	同法施行
2001年4月	RPS制度開始

2) 現行制度の概要

エネルギー：太陽光、太陽熱温水、風力、地熱、水力、埋め立てガス、下水汚泥ガス、バイオ系廃棄物、自治体固体ゴミ燃焼、燃料電池等。

・対象設備：1997年1月1日以降の新設設備、及び同日以降の能力増加設備 (政府が認定)

・目標：2010年までに95億 kWh を増加 (2010年の予測需要量の約4%)

・義務：10万 kW 以上の電力を送電網から購入する電力卸売 (小売) 事業者は、毎年、その年の電力販売量に政府が決定する比率を乗じた量 (クォータ) に該当する証書を取得し、翌年2月までに政府にこれを提出する義務を負う。なお、義務の未達がクォータの10%以内であれば、罰金なしで翌年に持ち越し可能。10%を超えた分については、57豪州ドル / 1000kWh の罰金 (税込み) を政府に払う。ただし、3年以内にその分を取得達成すれば、罰金の還付あり。

・費用負担：電力小売事業者が電気料金に乗せて、消費者に転嫁。

3) 現行制度の評価

現行制度を導入する際の評価としては、a) 義務対象者に対して大きな自由度が与えられるため、義務対象者がそれぞれ最も望ましいビジネス目標を追求出来る、b) 中央機関が一括して証書を購入

し、義務対象者に応分の資金負担を求める方式に比べ、より単純かつ行政コストが低いとともに、よりコスト削減インセンティブが働く等のメリットが指摘された。

同制度は、2001年4月に制度が発足したばかりであり、定量的評価を行うだけの十分な実績はないが、政府によると、2001年の目標は容易に達成できる見込みである。証書価格の急騰その他の制度上の問題点の発生は報告されていない。

「米国テキサス州」におけるRPS制度

1) 沿革

- 1999年9月 電力再編法制定
- 2001年7月 RPS制度開始
- 2002年1月 クォータ義務づけ開始

2) 現行制度の概要

- ・対象エネルギー：太陽光（太陽熱も含む）、風力、地熱、水力、バイオマス、埋め立て地からのメタンガス等 等
- ・対象設備：1999年9月1日以降に設置、稼働した設備（ただし、既設設備も義務履行の対象となるオフセット制度あり）
- ・目標：2009年1月1日までに200万kWの再生可能電力の設備を増設（1999年実績は、88万kW）
- ・義務：電力小売事業者は、販売電力市場におけるシェアに、毎年度の目標設備量から算定される発電電力量を乗じた量からオフセット可能分の発電電力量を減じた量をクォータとし、それに相当する証書を取得し、翌年3月31日までに政府に提出する義務を負う。なお、義務の未達がクォータの5%以内なら、罰金なしで翌年度取得分から証書を前借り（ボロウイング）可能。それ以上の未達分については、50ドル/1000kWh又は当該期間の証書の平均市場価格の2倍のいずれか少ない額の罰金を政府に払う。
- ・費用負担：電力小売事業者が電気料金に乗せて、消費者に転嫁。

3) 現行制度の評価

現行制度を導入する際の評価としては、a)政府の介入を最小限とするシステムである、b)シンプルかつ機能する直接的なメカニズムである、c)市場機能の活用により、再生可能エネルギー電力の導入に必要な費用を最小限と出来る制度である、d)義務達成の方法が義務対象者に任された柔軟な制度（自由度が高い制度）等のメ

リットが指摘された。

同制度は、2001年7月に制度が発足したばかりであり、定量的評価を行うだけの十分な実績はないが、これまでのところ、既に2002年の導入目標を上回る設備投資が行われている。

(4) 自主的な証書制度：蘭の例

1) 沿革

- 1998年1月 エネルギー供給企業協会 (Energie Ned) が、自主的にグリーンラベル制度を開始
(2000年末までに17億kWhの導入を目標)
- 2001年7月 政府によるグリーン証書によるグリーン電力認証制度を開始(上記の2000年末の目標達成が困難な場合、政府はクォータ制による証書制度を導入する予定であったが、結局、クォータによる義務づけはせず、証書によるCO2税の免除で、インセンティブ付与。)

2) 現行制度の概要

- ・対象エネルギー：風力、バイオマス(追加燃焼及びプラスチック混焼を除く)、水力(出力15000kW以下)、埋め立てガス、太陽光等。
- ・対象設備：設置年の制限はなし。
- ・目標：2010年末までに電力消費量に占める再生可能電力の割合を9%とする。(97年実績は3.5%)
- ・義務：自主的な制度のため、義務は負わない。
- ・費用負担：自主的な制度であるため、消費者がグリーン電力の購入を申し込むことにより、電力供給事業者が証書を購入。通常電力料金との差額は、当該消費者が負担。ただし、グリーン証書取得により、当該消費者の消費電力に賦課されているCO2税(エネルギー規制税)のうちグリーン電力分は免除。

3) 現行制度の評価

現行制度は、自主的制度とはいえ、世界で初めて導入実施された証書による再生可能電力の導入促進制度として、評価出来る。

また、同制度導入に際しては、市場活用による効率性、証書の活用による地域偏在性の解消等のメリットが指摘された。

ただし、その効果に関しては、制度導入時の2000年末目標(17億kWh、総電力消費量の3.2%を再生可能エネルギー起源の電力とする)は、2000年末現在で約6割の達成率にとどまった。

なお、同目標達成が困難となった場合には、政府はクォータ制に

よる証書制度を導入することが出来るとされていたが、2001年における導入は、政治的要因により、見送られた。

(5) 自主的な固定価格買取制度及び自主的な証書制度：日本の例

1) 沿革

- 1992年 4月 電力会社が、自主的な固定価格買取制度である「余剰電力購入メニュー」を公表。
- 2000年10月 電力会社が、自主的な「グリーン電力基金」開始。
- 2000年11月 日本自然エネルギー(株)が、自主的な「グリーン電力証書システム」開始。

2) 現行制度の概要

・対象エネルギー：

- a) 余剰電力購入メニュー：太陽光、風力、一般廃棄物
(ただし、大規模風力は入札方式)
- b) グリーン電力基金：公共用太陽光、大規模風力
- c) グリーン電力証書：風力

- ・対象設備：
- a) 余剰電力購入メニュー：設置年の制限はなし。
 - b) グリーン電力基金：新規設備
 - c) グリーン電力証書：新規設備

・目標：特になし。

・義務：特になし。

- ・費用負担：
- a) 余剰電力購入メニュー：電力会社が電気料金に乗せて、消費者が負担。
 - b) グリーン電力基金：消費者が拠出。電力会社も原則同額を拠出。
 - c) グリーン電力証書：参加企業が負担。

3) 現行制度の評価

余剰電力購入メニューは、一般電気事業者による自主的な固定価格買取制度であり、これまでのところ、政府の補助金等と相俟って、我が国における再生可能エネルギーによる電力の導入促進に一定の成果を挙げて来た(制度が開始された92年から2000年現在までの間に、太陽光発電は3千kWhから約0.7億kWhに、風力発電は13kWhから約1.6億kWhに増加)。

また、グリーン電力基金、グリーン電力証書の両制度も、それぞれ平成12年10月及び11月に開始以来、着実に活動を拡充している。

ただし、新エネ部会報告書でも指摘されているように、今後、新エネルギーの導入目標に向けて一層の拡大を図るためには、これら

自主的措置のみでは必ずしも十分とは言い難く、さらに効果的な「新たな市場拡大措置」が必要と考えられる。

・新たな市場拡大措置の類型別評価

1．新たな市場拡大措置の類型

新エネ部会報告書においては、新たな市場拡大措置の検討に際して、一種の証書制度が「一つの選択肢と考えられるが、真に有効に機能しうる措置を類型にとられることなく、幅広く検討することが肝要」としている。（同部会の検討過程においては、市場拡大措置のイメージとして、オプション A「特定（導入）計画に沿った購入（+価格差補填ケース）」、オプション B「購入義務付けケース」、オプション C「クォータ制+グリーン証書ケース」の3つの例を提示し、検討している。）

これを踏まえて今回の検討に際しては、我が国を含め、主要各国において実施されている現行の市場拡大措置、及び今後の導入が提案、検討されている新たな市場拡大措置の事例を幅広く集め（注）各国における評価と検討状況について、検証した。（別紙参考1、2、3、4）

（注）日本（余剰電力購入メニュー、グリーン電力基金、グリーン電力証書システム、自然エネルギー促進議連法案） 米国（PURPA法、テキサス州RPS制度） 豪州（RPS制度） 英国（NFFO制度、RPS[RO]制度） 伊及びデンマーク（固定価格買取制度、RPS制度） 独（固定価格買取制度） 蘭（自主的な証書制度）

その結果、独等において既に導入され、風力発電等の促進に大きい効果を挙げている「固定価格買取制度」（オプション B に相当）と、豪州、米国テキサス州で既に導入され、また英国、伊等でも移行が決定されている「RPS制度」（オプション C に相当。）が、実例もあり、効果も期待しうる類型として有望であるとみられることから、この2つの制度について比較評価を行うこととした。

2．評価の基本的視点

新エネ部会報告書は、新たな市場拡大措置の検討に際して、「対策効果の確実性、電気事業者による電源選択の自由度、コスト削減に向けたインセンティブ、エネルギー市場における競争関係への影響、国の財政負担等を勘案することが必要」であるとすると、「費用負担の公平性の確保、エネルギー市場の自由化との整合性確保と市場機能の活用、最終負担者となる国民の理解増進、・・費用対効果及び実際の供給実現性、・・モデルでの実証的検討」・さらに、「導入目標全体との関係、エネルギー源毎の導入熟度への配慮、及び・・民間の自主的取組との関係等についても考慮する必要がある。」としている。

これらの視点はいずれも制度導入に当たって十分検討すべき重要な課題であるが、「固定価格買取制度とR P S制度のいずれを導入すべきかの判断に関わる課題」と、「いずれの制度を導入するかに関わらず、検討すべき共通の課題」とに大別される。

具体的には、**①**としては上記視点のうち、「対策効果の確実性」、「電源選択の自由度」、「コスト削減インセンティブ」、「エネルギー市場における競争関係への影響」、「費用負担の公平性」、「エネルギー市場の自由化との整合性確保と市場機能の活用」、「費用対効果」、「エネルギー源毎の導入熟度への配慮」が、**②**としては、上記視点のうち「実際の供給実現性」、「導入目標全体との関係」、「国の財政負担」、「民間の自主的取組との関係」が挙げられる。(ただし、**③**の共通課題については、「**④** 我が国の実情に即した新たな市場拡大措置のあり方」における課題そのものでもあるので、**⑤**章において検討する。)

また、特にR P S制度については、豪州及び米国テキサス州の導入事例があるとは言え、いずれも2001年に開始されたばかりであり、上記の新エネ部会報告書でも示されているように、当該制度が真に機能するか否か等について、「モデルによる実証的検討」を行うことは、前提条件等による一定の制約はあるものの、制度の基本特性を理解する上で有効である。

3. 具体的評価

(1) 固定価格買取制度とR P S制度との比較評価

対策効果の確実性

固定価格買取制度は、価格設定を発電事業者にとって十分魅力ある水準に設定すれば、効果は大きい。ただし、固定価格を常に適切な水準に設定することには困難を伴い、仮に低すぎる水準に設定されれば、期待された導入効果が達成されない可能性が高い。(このため、目標を確実に達成しようとするれば、価格は適切な水準より高目に設定され、しかもそのまま固定されやすい可能性があり、その結果、社会的コストが膨大なものとなり、経済効率性を欠く。)

他方、R P S制度は、価格ではなく数量(クォータ)の設定のため、再生可能電力が期待通りに導入されないというリスクが少ない制度であり、効果の確実性の面で優れている。

電源選択の自由度

固定価格買取制度は、発電事業者からの要請があれば、発電施設に最も近い系統を管理する電力事業者が固定価格による買取義務を負うことから、電力事業者の再生可能電力に関する電源選択自由度は無い。

他方、R P S制度は、電力事業者が自ら発電、証書+電力を購入、証書のみ購入、の3つの選択肢を有しており、電源選択の自由度は高い。

コスト削減インセンティブ、市場機能の活用、費用対効果

固定価格買取制度は、固定価格での買取りが保証されるため、発電事業者側にコスト削減インセンティブが働きにくい。特に、**⑤**でみたよう

に、価格が仮に適正な水準より高目に設定された場合には、非効率な設備の導入が増加する懸念がある。また、一度設定された価格は、発電事業者等の予見可能性等を考慮すると、機動的な見直しに限界がある可能性があり、そのような場合には、発電コストが低下しても、最終消費者のコストは下がりにくい可能性がある。

他方、R P S制度においては、現実的な導入可能量を踏まえた適切なクォータ設定が行われる等の結果、市場原理が有効に機能した場合、義務対象者たる電力事業者の電源選択の自由等の経営判断上のフレキシビリティが確保され、そのことが発電事業者間の競争を促し、コスト削減インセンティブが維持されるとともに、市場機能の発揮により期待される費用対効果の実現も可能となりうる。

競争への影響、費用負担の公平性

固定価格買取制度では、再生可能電力の発電施設に最も近い電気事業者が買取り要請に応ずる義務があることから、再生可能電力の地域的偏在性が、電気事業者間の競争に不均等な影響を及ぼす可能性があるが、独のように、全国的な費用負担の平準化スキームを適切に設定・運用することで、これは回避できる可能性もある。ただし、現実には、エネルギー市場の自由化が進展する下、互いに競合する電力事業者が当該費用を区分経理し、相互にコスト負担を開示して平準化することがどの程度可能か、検証する必要がある。また、固定価格買取制度では、買取り義務はあくまで系統を有する電力事業者に限られるため、電力小売市場において、系統を有さない電力小売事業者との競争中立性は必ずしも担保されない可能性がある。

他方、R P S制度においては、再生可能電力の購入に伴う追加費用は、証書の売買を通じて、地域の差や系統保有の有無を超えて、すべての義務対象者により費用負担の平準化が図られるため、義務対象者間の競争中立性、費用負担の公平性の観点から優れた制度であると言える。

エネルギー市場自由化との整合性と市場機能の活用

欧米における新市場拡大措置（特にR P S制度）は、電力市場改革と相前後して導入されているが、必ずしもエネルギー市場自由化を前提とするものではない。

また、新市場拡大措置による再生可能エネルギーの導入促進は、エネルギー価格の上昇を招き、コスト削減を目的の一つとするエネルギー市場自由化の趣旨に反するとの議論があるが、社会全般の公益的課題としての再生可能エネルギーの導入促進それ自体は、あくまでエネルギーの安定供給確保、及び地球温暖化問題への対応等が主な目的であり、エネルギー市場自由化とは全く政策目的が異なるため、両者は何ら矛盾するものではない。むしろ、再生可能エネルギーの導入を、最も効率的に推進することは、エネルギー市場自由化の趣旨と共通する課題であり、その意味で、市場機能を活用し、費用対効果を高めようとするR P S制度は、エネルギー市場自由化と整合する制度であると考えられる。

エネルギー源毎の導入熟度への配慮

固定価格買取制度では、エネルギー源毎に固定価格を設定できるため、一般的には、それぞれの再生可能エネルギーによる電力の導入熟度に応じた対策が可能であると考えられる。ただし、でも見たように、再生可能エネルギー毎の固定価格を人為的に常に適切に設定することは、相当の困難を伴うことから、同制度の下でも、熟度差を正確に反映することには限界がある。

他方、RPS制度では、対象となる再生可能エネルギーの種類に関わらず、発行される証書は同一のため、基本的には導入熟度による差異は考慮されない形で証書売買が行われる。仮に、エネルギー源毎の熟度の差（発電コスト差等）が大きく、市場に任せた場合に、その導入促進の将来可能性が閉ざされるような場合にも、余剰電力購入メニューや補助金等の活用による市場機能の補完が有効となる可能性がある。

(2) RPS制度の機能性評価（モデルによる検証）

国際的にも現実の実施例が少ないRPS制度について、その機能性、実効性を一定の条件を前提として検証・評価するため、以下の参加型モデルによるシミュレーションを行った。

モデルの目的、方法

実際の制度導入後の証書取引の状況に近い環境での実験を行うため、各関係業界からプレイヤーが実際に証書取引（模擬実験）に参加し、与えられた役割設定に基づき、局面毎に証書売買等の判断を下すことにより、制度の適正な運用が可能であるか、制度構築に際して考慮すべき問題点は何か、等について検証する。

前提条件

- ・対象エネルギー：風力発電、廃棄物発電（一般、産廃）、バイオマス発電（モデルの簡略化のため、太陽光発電、中小水力発電、地熱発電は、実験対象から除外した。）
- ・導入目標：2010年度の新エネ導入目標から算定した新エネ発電電力量（販売分：115億 kWh）から既存設備分及び簡略化のために太陽光発電見込み量を除いた78億4500万 kWhを2010年度までの新規導入目標とした。これを達成するべく、制度開始の2003年度から2010年度にかけて、毎年度、新規導入量を一定量で増加させるよう、各年度目標量を設定。
- ・クォータの設定：上記で算定された毎年度の目標量を、一般電気事業者10社の販売量（見込み）に基づき、比例配分。（一般電気事業者以外については、モデルの簡略化のため、対象から除外した。）
- ・証書取引の参加者：実験は以下の参加者により、3回実施した。
 - （第一回）風力発電事業者（2社）、一般廃棄物発電事業者（2社）、バイオマス発電事業者（1社）、一般電気事業者（10社）
 - （第二回）第一回参加者＋産業廃棄物発電事業者（1社）
 - （第三回）第二回参加者＋一般投資家（2社）
- ・再生可能電力の供給曲線：エネルギー源毎に、事業者から提出された供給計画及び供給コストに基づき、毎年度の供給曲線を算定。ただし、

当該供給曲線の算定に際しては、補助金及び事業者の利益は0として算定した。また、証書を除く再生可能電力の取引価格は、4円/kWhと仮定した。

- ・ 証書発行単位：1000 kWh 当たり 1 証書
- ・ 証書発行頻度：年 1 回
- ・ 証書の有効期限：2 年
- ・ 証書取引の種類：長期相対取引、長期市場取引、短期市場取引
- ・ ボロウイング：20%
- ・ ペナルティ価格水準：証書 1 枚当たり 15000 円（15 円 / kWh）

検証結果

- ・ 3 回を通じ、ほぼ目標値を満たす発電量（証書数）が達成された。（ただし、必要な系統強化等が整備されることを前提としている。）
- ・ 証書価格については、全期間を通じてほぼペナルティ金額より低く推移し、ペナルティ価格に張り付く現象は見られなかった。特に長期価格は安定的に推移し、短期価格はその時々需給を反映して一時的にペナルティ価格に近づいた例も見られたが、価格上昇に伴い、証書供給が増加し、証書価格が低下する等の市場機能が見られた。
- ・ 証書取引は、長期の取引比率が8～9割と非常に高く、特に長期相対取引が7～8割を占めた。これは、早期に安定した価格で証書を確保したいという電力事業者側の思惑と、設備投資も見込んで安定した価格で証書を売却したいという新エネ電力供給事業者側の思惑とが一致したためと見られる。
- ・ 3 回のシミュレーションで、電力事業者側が証書購入に支払ったコストは、2003～2011年度の9年間で、総額約4000～4500億円（年平均440～490億円）であった。
- ・ ボロウイングの利用率は、平均して3.6～7.8%となったが、参加者によっては20%（上限）まで利用する場合もあった。

・ 我が国の実情に即した新たな市場拡大措置のあり方

1. 新たな市場拡大措置

章及び 章において、特に、固定価格買取制度及びRPS制度を中心に、諸外国の事例も踏まえつつ、詳細な検討を行ったが、いずれの制度も、国によって一様ではなく、各国の実情に応じて、固有の設計、工夫が折り込まれている。また、新たな市場拡大措置の導入の目的や背景も、国によって必ずしも一様ではない。

したがって、我が国においても、諸外国の事例を参考としつつも、これに固執することなく、我が国の実情に即した効果的かつ真に機能する制度を選択、設計する必要がある。

これまでの検討結果を勘案すれば、対策効果の確実性、電源選択の自由度、コスト削減インセンティブ、市場機能の活用、費用対効果、競争への影響（競争中立性）等、総じてRPS制度が優れていると見られる。

また、R P S制度の問題点として一般に指摘される導入実績の乏しさやその機能性に対する懸念については、豪州、米国テキサス州においてそれぞれ2001年4月、7月から実際の運用が開始されており、実績評価を行うにはなお時間を要するものの、これまでのところ、制度の機能不全等の問題は生じておらず、特にテキサス州においては、風力発電計画の増加等、相応の効果が得られているとされている。さらに、モデルシミュレーションによる結果も、モデルとしての制約はあるものの、一定の要件が満たされれば、R P S制度はそれなりに機能しうることを示している。

その他の先進国（英、伊、スウェーデン、ベルギー等）でも、固定価格買取制度又は入札制度から、R P S制度への移行を準備しつつあること等を勘案すれば、導入事例が少ないことのみをもってR P S制度を採択しないことは適切ではない。

他方、固定価格買取制度については、独等において、特に風力発電等について十分な導入実績を達成していること、一度価格が設定されれば、発電事業者にとってはリスクが少なく、総じて経済基盤が脆弱な新規の発電事業者にも参入インセンティブが働きやすいこと（参入者が増えても、買取価格さえ満たせば、必ず買取りが保証されている）等から、再生可能電力の導入が未熟な市場においては、まず固定価格買取制度を導入し、市場規模が十分拡大した段階でR P S制度に移行すべき、との見方もある。

確かに、国によっては、独のように固定価格買取制度が十分に機能した例もあるが、必ずしもすべての国で独のような成果が見られたわけではなく、例えば伊においては、固定価格買取制度の下では再生可能エネルギー発電設備があまり増加しなかったとの評価もある。さらに、最近では、いくつかの主要国で固定価格買取制度等からR P S制度への移行の動きが見られること、また、これらは必ずしも固定価格買取制度等の下で十分市場規模が拡大した段階でR P S制度に移行するわけではないことに留意する必要がある。

また、固定価格買取制度においては、a)価格設定をどう適正に設定するか、b)価格設定のみで目標量を確実に達成しようとするれば価格は投資インセンティブが十分働く水準に設定せざるを得ないが、どの程度であれば許容可能であるのか、c)人為的に設定される買取価格を、発電コストの変化等を反映していかに迅速かつ公平に調整しうるか、d)市場規模がどの程度になればR P S制度への移行にとって十分と見るのか等について、明確な判断基準がない。このため、仮に買取価格が高目に設定され、コスト競争力の劣る非効率な設備が増加する場合には、数量効果はあるとしても、消費者の負担が必要以上に増大する可能性がある。

R P S制度は、証書価格が市場で決定されるため、発電事業者のリスクは高まるが、それが発電コストの削減インセンティブになるとともに、人為的に価格を決定する不透明感を免れる利点がある。また、完全な市場主義ではなく、予め再生可能電力の導入目標に基づくクォータを設定することにより、効率的な目標達成が期待される。先行きの不透明感については、テキサスの経験やモデルの結果からも明らかのように、発電事業者側も電

力を購入する義務対象者側も、先行きのリスクを最小化するため、長期取引比率を高める行動を選好しており、相当部分はこれで解消されると見られる。

以上を勘案すれば、我が国においては、R P S制度を基本として、以下のような考え方にに基づき、新たな市場拡大措置の具体的な設計を行うことが望ましいのではないかと考えられる。

2. 我が国の実情に即したR P S制度のあり方

(1) 制度の基本フレーム

導入目標

我が国全体の導入目標については、エネルギーの長期需給見通しを踏まえ、経済産業大臣が2010年度の導入目標量を定め、公表する。

クォータ量の設定

2010年度の導入目標量達成に向けて、発電事業者が需要予測に基づき円滑に投資計画を策定しうよう、各年度毎の各義務対象者のクォータ量は、予め設定されていることが望ましい。

具体的には、各義務対象者の毎年度の電力販売量から既存新エネルギー電力販売量を差引いた量に、経済産業大臣が定める義務率を乗じて得た数量をクォータ量として算定する方式が一例として考えられるのではないかと考えられる。その際、義務率の設定の考え方としては、目標を計画的・段階的に達成していくアプローチが現実的であることから、制度開始当初は低めの水準に設定し、事業者等の制度に対する習熟度に応じて、2010年度に向けて逡増的、段階的に数値が高くなるように設定すべきと考えられる。

対象電力

対象となる電力は、新エネ法の新エネルギー利用等のうち、主として電気を発生させるものその他のエネルギー資源による電力とする。

具体的には、太陽光発電、風力発電、バイオマス発電、廃棄物発電（一般廃棄物及び産業廃棄物）、中小水力発電、地熱発電による電力（以下「新エネルギー等電力」という）とする。

産業廃棄物発電に関しては、一部に経済性の良いものもあり、これらの扱いについては留意が必要であるが、既存電源に比べれば、総じて経済性も普及率も低いこと、廃棄物資源に関しては、省資源化による排出抑制や再使用、再生利用を優先すべきであることはもちろんであるが、他方でどうしても再生不可能な部分もあり、かつこれらの埋め立て処理のための施設には限界がある。このため、廃棄物の一定量は焼却処分が不可避であり、そうした焼却に伴って生ずる排熱を発電に有効利用することは、追加的なCO₂等を排出するものではなく、環境的にも、またエネルギーの安定供給の観点からも望ましいこと、等から、従来より新エネ

法の対象として、導入を促進してきたところ。以上を勘案すれば、産業廃棄物発電は、RPS制度の対象とすべきと考えられる。水力発電に関しては、我が国で最も古い発電方式の一つであり、特に大規模なものは、既に主要な建設適地の開発が進み、経済性も普及率も十分高い。他方、中小水力に関しては、規模が小さいこと等から、大規模なものに比べて経済性が低いが、逆に規模が小さいが故に、開発ポテンシャルは全国にあり、今後2010年度までに43地点で建設、10億kWhの発電が計画されている（仮に出力3万kW以下を中小水力とした場合の見込み）。これは、2010年度の太陽光発電の発電目標16億kWhの約6割に及ぶ。また、大規模水力は、大型ダム建設に伴う環境への影響が懸念されているが、中小水力はこれに比べて環境負荷が小さい。以上を勘案すれば、中小水力発電についても、RPSの対象とすることが望ましい。

証書の発行

- ・証書の発行は、経済産業大臣又は経済産業大臣が指定する機関が行う。
- ・証書の発行対象設備は、経済産業大臣の認定を受けた新エネルギー等電力設備であって、法の公布日以後に運転を開始するものに限る。
- ・証書の発行対象者は、上記の発行対象設備を用いて新エネルギー等電力を自ら発生させ、販売する事業者とする。
- ・小規模な新エネルギー等電力を購入して販売する事業者による代行も認める方向。
- ・証書の発行単位は、1000kWhとする。
- ・証書の有効期限は、証書の発行日を含む年度から翌年度末までの期間とする。

義務対象者

- ・義務対象者は、一般電気事業者、特定電気事業者、及び特定規模電気事業者（以下「電力小売事業者」という）とする。

義務対象としてどの範囲が適当かの議論としては、発電事業者、又は消費者を対象とすることも考えられうるが、次の理由により、いずれも不相当と考えられる。

まず、発電事業者を義務対象とする場合には、特に小規模発電事業者を中心に、より小規模で効率の悪い発電施設が建設され、社会的な効率が悪い可能性があること、その場合、建設は出来ても、効率の悪い電力が販売出来ない可能性があること等の問題がある。

また、消費者を義務対象とする場合には、消費者は直接発生電源を選択出来ないため、義務履行の保証がないこと（買おうと思っても供給者を選べないため、買えない）、また消費者の数の多さから、制度を管理する行政コストが膨大であり、社会的に効率が悪いこと等の問題がある。

他方、小売事業者の場合は、系統を介して発電源、消費者の双方に密接に連系しており、最も電源選択の能力があるとともに、消費者を対象とする場合に比べて、行政コストも低く、現実的である。また、欧米主要国でも小売事業者を対象とする国が多い。

以上を勘案すれば、小売事業者を義務対象とすることが適切である。

また、電力小売市場における競争の中立性を確保する観点から、義務対象者たる小売事業者としては、一般電気事業者のみならず、特定電気事業者、特定規模電気事業者も、対象とすべきである。

義務内容

- ・義務対象者は、毎年度、義務総量（＝当該年度のクォータ量＋前年度からの累積ボロウイング量〔下記参照〕）相当の証書を経済産業大臣に提出しなければならない。
- ・毎年度のクォータ量は、上記の考え方に基づき、算定される。
- ・義務対象者は、当該年度のクォータ量について、政府が定める一定比率（例えば、当該年度のクォータ量の20％）を超えない範囲で、ボロウイング（義務履行の繰り越し）を行うことができる。

義務の履行担保

- ・経済産業大臣は、正当な理由がなく、当該年度の累積ボロウイング量が、上限（例えば、当該年度のクォータ量の20％以内）を超える義務対象者がいるときは、当該義務対象者に対し、その義務を履行すべき旨の勧告、命令、及び罰則等の措置を講ずることができる。

（２）R P S制度を有効に機能させるための重要課題

制度の機動的・弾力的運用

R P S制度は、経済産業大臣が、予め達成すべき目標を設定し、市場での証書取引を通じて、最適なコストによる新エネルギー等電力の導入を促進しようとするものである。

このため、供給量が目標量を大きく下回る、あるいは上回る場合には、証書価格も、特に短期取引価格において大きく変動する可能性がある。

仮に証書価格が急騰するような場合には、義務対象者における十分な証書取得が困難となり、他方、急落した場合には、発電事業者の十分な資金回収や新規の投資が困難となる。

したがって、R P S制度においても、目標さえ設定すれば済むということではなく、制度の機能を最大限に発揮させるため、ボロウイング（義務履行の繰り越し）や証書の有効期限を活かしたバンキング（証書の次年度使用）を認めるとともに、勧告、命令、罰則の適用に際しても、こうした需給や価格変動を踏まえて対応をする必要がある。

特に、義務の未達時に未達量に応じたペナルティ金額を支払うべき制度や、英国のバイアウト・プライス制度（証書を取得する代わりに、政府に未達量×一定価格で計算される金額を支払うと、義務量を達成

したとみなす一種の免罪符購入価格のようなものを利用する制度)がない場合には、証書価格が際限なく上昇する恐れがあるため、これを防止するため、例えば、あらかじめ適切な水準で上限価格を設定する等、何らかの safety net 的なシステム(上限価格コントロール)が必要である。

目標の見直しの検討

RPS制度が真に有効に機能するためには、目標の設定に際して、同制度を活用することにより達成可能な、現実的なものにする必要がある。

新エネ部会報告書において設定された2010年度の新エネルギーの導入目標(1910万kW)及びこれに対応する電力分野の売電用電力量(115億kWh。ただし、中小水力、地熱はこれには含まれていない。)は、いずれも、官民の最大限の努力を前提に達成が可能と見込まれるものである。

しかし、今後の経済情勢や毎年度の設備投資動向、あるいは立地制約等の将来の情勢変化があった場合には、供給ポテンシャルが目標量を下回る可能性もありうる。

このため、RPS制度の運用に際しては、経済産業大臣は、毎年度、翌年度以降に供給可能な新エネルギー等電力の発電見通しや発電実績等に関する調査を行い、供給ポテンシャルを把握する必要がある。

この調査の結果も踏まえて、法施行後、概ね3年を目途に、当初設定した各年毎のクォータ量の見直しの必要性について検討することが現実的である。

系統連系対策

新エネルギー、特に風力発電については、風況に応じて出力が不規則に推移するとともに、特に風況条件の良い建設適地は送電系統が整備されていない遠隔地にある場合も少なくないことから、その大規模な導入を行うためには、周波数変動抑制等の系統安定化や、既存系統の増強等の対策(以下、「系統連系対策」という。)を講ずることが必要となる。

こうした系統連系対策がどの程度必要かについては、実際に導入される風力発電の発電量と当該地域の系統状況(系統全体の送配電量規模、及び連結する系統の送配電余裕量)によって異なるため、単純には算定できないが、新エネ部会報告書においては、一定の仮定の下で、今後2010年度までの10年間に、風力発電容量を300万kWへと増加させる場合に必要とされる系統連系対策費用の規模を、約2200~5500億円と試算している。

風力発電の大規模な導入を行うためには、こうした費用負担を正確に把握し、かつ風況適地の地域的偏在等に基づく費用負担の偏りが生

じないよう、公平かつ公正に負担がなされる仕組みが不可欠である。

また、RPS制度は、系統連系対策の費用を証書価格に転嫁しうる場合には、証書取引を通じて、地域的な負担の偏りを補正するメカニズムを有しているが、かかる費用負担額が高額な場合には、風力発電コストを押し上げ、その導入促進の足枷となることも懸念される。したがって、その費用負担のあり方について、国の関与の必要性も含め、慎重に検討する必要がある。

いずれにせよ、系統連系対策は、電力全体の系統ネットワークの整備・運用のあり方の検討の過程で適切に位置づけられるべきものである。

以上を踏まえ、今後、必要な系統連系対策の内容及び費用規模、並びにその実施・負担のあり方等について、引き続き検討を行う必要があるが、そうした検討による方向性がまとまるまでの間（3年間を目途）、新エネルギー等による電力の導入目標量は、原則として、風力発電の連系に伴い特段の系統対策が生じない範囲にとどめることが現実的である。

発電事業者、電力小売事業者、消費者及び国の役割

新エネルギー等による電力の導入を促進するためには、特に発電事業者における発電コストの低減や積極的かつ効率的な事業展開、電力小売事業者における電力の買取り条件の明示等による円滑な買取り努力やクォータの着実な達成、最終的な費用負担者となる消費者としての国民や事業者における理解増進と負担に関する合意の形成等が必要であるとともに、国も政策主体としての役割を認識し、RPS制度の円滑な運営や、必要な政策支援について、積極的に取り組む必要がある。

民間の自主的取組との関係

我が国の電力各社は、余剰電力購入メニュー（太陽光、風力、廃棄物等により発電された余剰電力を固定価格で自主的に購入する制度）、グリーン電力制度（一般消費者を対象とするグリーン基金と、企業を対象とするグリーン電力証書制度がある）といった自主的な取組により、新エネルギー等による電力の導入促進に貢献してきている。

新エネルギー等の導入拡大を円滑に行うためには、国民の理解を促進し、社会的素地を形成していくことが不可欠であり、民間におけるこうした自主的な取組は、かかる方向に資するものとして、高く評価される。

特に、余剰電力購入メニューは、政府による補助金交付等の支援策と相俟って、近年の我が国における太陽光発電、風力発電及び廃棄物発電の導入量の増大に大きく貢献してきた。太陽光発電に関しては、その他の新エネルギー等電力に比べ、依然として発電コストが高い（風力の2～4倍以上、廃棄物の4倍以上）こと等から、引き続き、政府の支援策とともに、当分の間RPS制度との併用により、その導入

促進を図ることが期待される。

また、グリーン電力制度は、一般消費者や企業による自発的なグリーン選好の需要に対応して基金等を集め、新エネルギー等のエネルギーによる発電を支援するものであることから、電力小売事業者がクォータ達成のために証書を購入するRPS制度とは、独立の意義を有するものである。RPS制度等の証書制度（国によって名称が異なる）や固定価格買取制度を既に導入している欧米諸国においても、これら制度と民間の自主的取組は併存しており、相互に矛盾することなく機能していることから、我が国においても、今後ともこうした自主的取組に期待する効果は大きい。

3. 今後の課題

電力分野における新市場拡大措置、特にRPS制度については、欧米諸国においても導入又は検討の緒についたところであり、必ずしも成熟した制度とは言いが、その期待される特性や効果に鑑み、我が国の実情に即した制度をいち早く構築し、導入を開始することが望まれる。

ただし、新制度導入後、概ね3年を経過する時点をとらえ、その制度の成果全般について検証することが必要である。

具体的には、義務対象者等のコスト負担のあり方、市場拡大措置の対象となる電力の範囲、系統対策のあり方等について検討すべきである。

また、今後地球温暖化問題に関する国際的な合意の内容を遵守するために、新たに包括的な環境・エネルギー政策が導入される場合には、これらの新市場拡大措置（RPS制度）との整合につき、必要な検討を行うことが求められる。

おわりに

本年（平成13年）11月に開催された気候変動枠組条約・第7回締約国会議（いわゆるCOP7）においては、京都議定書の中核的要素に関する基本的合意（ボン合意）を法文化する文書が採択され、京都議定書の実施に係るルールが決定された。地球規模での実効的な温暖化対策のためには、米国や途上国も含む全ての国が参加する一つの国際的枠組みが重要であり、我が国としては、その実現に向けて、引き続き最大限の努力をしていく必要がある。

同時に、我が国は、京都議定書の目標を達成するための国内制度に総力で取り組む必要がある。

また、我が国のエネルギーの安定供給確保に関しては、石油危機以降の積極的な取り組みにより、エネルギーの多様化は確かに進展しているものの、エネルギー輸入依存度は約81%と極めて高く、原油の輸入依存度もその約85%を中東に依存している。特に今後においては、アジア諸国の経済成長に伴う中東からの原

油輸入の増大を勘案すれば、安定供給確保の重要性は益々高まることが予想される。

こうした中、資源制約が少ない国産エネルギーであって、追加的なCO₂の排出がない石油代替エネルギーである新エネルギー等の導入促進は、一層重要かつ喫緊の課題となっている。

このため、本小委員会において検討された電力分野における新たな市場拡大措置（RPS制度）について、早急に具体的な制度設計及び導入を図ると共に、本年6月の新エネ部会報告書において提言されたその他の新エネルギー導入に向けた対策についても併せて早急に具体化、実施することにより、2010年度における新エネルギー導入目標が着実に達成され、さらには我が国のエネルギー政策の「環境保全や効率化の要請に対応しつつ、エネルギーの安定供給を実現する」という基本目標の達成に資することを強く期待するものである。

以上